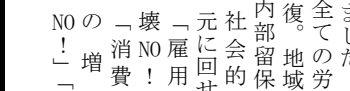


「憲法を学ぶ伝える」という討議の柱に関連して、秩父ユネスコ協会の事務局で活動している埼玉県の皆野高校江田伸男さんは「憲法カフェ、憲法の紙芝居、憲法の創作、舞台、憲法を学び、創り、伝える」のレポートで、パン屋さんの、病院のロビー、市民小ホールなど校外で地域社会の人たちと共に、生徒たちが憲法について学んだことを発表する取り組みを報告しました。実際に生徒自作自演の紙芝居が実演され、生徒が学びを通じて憲法への関心を深めていったことがわかりました。

富山高教組の亀澤政喜さんは「イタイイタイ病と主権者教育」のレポートで、「若者の投票率の低下について」というワークショップ授業のねらいと成果、地元イタイイタイ病の問題を掘り下げながら、「対話と協働」の考え方、姿勢の中で、「憲法の根本精神」に迫る授業実践を発表しました。

【第四分科会】豊かな人間性と確かな学力を

提出レポートは5本で、「憲法を学ぶ伝える」という討議の柱に関連して、秩父ユネスコ協会の事務局で活動している埼玉県の皆野高校江田伸男さんは「憲法カフェ、憲法の紙芝居、憲法の創作、舞台、憲法を学び、創り、伝える」のレポートで、パン屋さんの、病院のロビー、市民小ホールなど校外で地域社会の人たちと共に、生徒たちが憲法について学んだことを発表する取り組みを報告しました。実際に生徒自作自演の紙芝居が実演され、生徒が学びを通じて憲法への関心を深めていったことがわかりました。



15春闘 暮らしを守れ!総行動

春闘の山場を迎えて、長崎県春闘共闘は「暮らしを守れ!総行動ながさき」を3月13日(金)早朝から県内5カ所で行い、高教組は5人が参加しました。15国民春闘として、「全ての労働者の賃上げで景気回復。地域を元気に」「大企業は内部留保を社会的還元せよ」の要求を掲げ、市役所前から鉄橋までパレードを行いました。高教組は5人が参加しました。

長崎高教組の未来について話し合おう

3月28日 13:00~ 諫早・高城会館、ホテル道具屋

新年度を迎えるにあたり、3月28日の午後、「全県分会長、支部代表者会」を例年通り開催します。新しい年度を迎えるにあたり、分会及び支部のとりくみについて、具体的に確認するのが目的の一つです。その前提として、今年度のとりくみについて振り返ること大切です。各分会からの報告を確実にお願いします。

「長崎高教組の新しい未来を拓くために」、現在「長崎高教組組織建設3か年計画」を策定中です。分会長、支部代表者の意見を多くいただいて、実際にたじた計画を作りあげ、とりくみを充実させたいと願っています。

「進学重視の高校で主体性をはぐくむ教育を」という討議の柱に関連して、北海道の旭川南高校の松代峰明さんは「進学重視の高校では何が出来るか」のレポートで、6年前に「都市型進学型総合学科」として再編された学校で、進学実績をあげる一方で、受け身の生徒や学習意欲に欠ける生徒の存在、弱い位置づけの学校行事、学び合いの場の欠如という実態に直面し、学校全体に「生徒の学力向上にむけよう取り組みか」という提言、および方策の提起をおこなった記録が紹介されました。

「集団の自衛権と正面からむきあう」という討議の柱に関連して、兵庫高教組の稲次寛さんは「これからの憲法教育、集団の自衛権行使容認や自民党政憲案より」のレポートで、憲法教育の基本的な姿勢が示し、集団の自衛権の閣議決定反対に闘って兵庫高教組が作成した高校生に配布した。

定時制通信制の生徒の学びを保障する補助金を守った!

定時制教育及び通信制教育振興奨励費補助金の一部改正提案を交渉で大幅修正

県の「更なる収支改善」に伴って、定時制・通信制の生徒の教科書代と夜食費への補助金を見直す方針が、1月13日に、教育環境整備課と体育保健課から関係校の事務(局)長に提案されたことが、中地区の定時制分会からの連絡で明らかになりました。県の提案の主な内容は、次の2点でした。

- 1 求職登録票のみでは補助の対象とならない。
- 2 教科書は現物支給できない。

県教委から高教組に事前の連絡、相談はあっておらず、高教組は、ただちに抗議の申し入れを行い、協議の場を設定することを求めました。また、学校によっては、県で決定された事項であるから撤回は厳しいとの説明がなされていたところもありました。

高教組としては、生徒に関わる重要な案件として、現場から問題点を提出してもらい、県教委への申しれと合わせて、「補助金を従来通り維持することを求める署名」(以下署名)を緊急に行うことを決め、全分会に依頼しました。

- 高教組が取り上げた主な問題点は、以下の点です。
- ① 新入生は働くことは事実上難しい。
 - ② 発達障害などで働きたくても働けない生徒が在籍している。
 - ③ 経済的に教科書代の一時的立て替えも厳しい生徒が在籍している。
- 高教組と県教委との意見交換は、まず2月6日に行われ、その後、2月12日に県教委が高教組を訪問し、以下の回答がありました。

1. 新入生について

就労の意志を確認して「ある」場合は教科書の現物支給、夜食費補助の支給が可能とする。従来同様、ハローワークで求職登録を取れば認定する。
2. 在学生について
 - 1) 現在、仕事に就いている生徒(アルバイトも含む)については現物支給とする。
 - 2) アルバイトについては、従来どおり、2・3月時点での見込み(新年度の)でかわらない。
 - 3) 就労の意志はあるが、やむをえない理由で求職中の生徒については、「やむをえない理由」について県教委で例示し、それに該当すると校長が判断すれば認定できるようにしたい。
 - 4) 3月末までに認定ができれば、現物支給が可能だが、間に合わなければ、とりあえず自己負担してもらって、認定後に補助金を給付する形になる。

「やむをえない理由」については、障害者手帳や病気等の診断書が出るまでの状況でなくても、職に就くのが難しいと校長が判断する場合も含んで考える。どういう場合がそれに該当するかは例示したいと考えている。学校が判断に困る場合は県教委と協議するという形で考えている。(夜食費補助についての認定も同様) 具体的な例示の内容は、再度、学校と協議をして詰めた。

高教組はこの回答を受け、「やむをえない理由の例示についてはできるだけ早く確定して、年度内に認定ができるようにしてほしい。」と県に要望。回答は、これまでの運用のしかたにかなり近い形で補助金制度が維持される見通しになったと評価しました。

その後、3月10日に回答の2の3)についての例示が県教委より関係学校に行われ、当初の提案は、高教組と現場からの声により大幅に修正されました。また、3月17日には署名(43分会から1,386筆)を県教委に提出、今後も経済的弱者である定通の生徒に経済的負担を負わせるような提案をしないように要請しました。高教組と現場の声により県教委の提案を事実上撤回させ、定通に通う生徒の修学権を保障することが出来ました。高教組は現場の声を県に届ける大きな役割を果たしました。あらためて、高教組、組合の存在のありがたさ、大切さを確認できました。